

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2022 年 8 月 1 日

賃上げ促進税制に関する留意点 ～令和 4 年度税制改正最新情報～

Executive Summary

【大企業向け賃上げ促進税制】

- 令和 4 年度税制改正により、継続雇用者に対して支給する給与等の増加割合（前期比 3%又は 4%以上）により適用可否を判定し、国内雇用者全体の給与等支給額の増加額に 15%（最大 30%）を乗じて税額控除額を計算する制度に見直された
- 資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の企業については、経済産業省の告示に従い、マルチステークホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される通知書の写しを申告書に添付する要件が新たに追加された

【中小企業向け賃上げ促進税制】

- 国内雇用者全体に支給する給与等の増加割合（前期比 1.5%又は 2.5%以上）により適用可否を判定し、給与等支給増加額に 15%（最大 40%）を乗じて税額控除額を計算する制度に見直された

1. はじめに

令和 4 年度税制改正においては、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げや人材投資を促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化され、適用要件が見直されるとともに控除率が大幅に引き上げられた。

なお、制度の詳細については、経済産業省より「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」（令和 4 年 5 月 6 日）及び「大企業向け「賃上げ促進税制」ご利用ガイドブック」（令和 4 年 7 月 6 日）が更新されており、本ニュースターは、これらのガイドブックを参照して解説している。

2. 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制による特別控除制度（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）は、2 つの措置により構成されており、それぞれの措置に係る適用関係、対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

項目	内容	
	大企業向け	中小企業向け
適用関係	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度	
対象法人	全ての青色申告法人 (設立事業年度は対象外)	青色申告書を提出する中小企業者等 *1 (設立事業年度は対象外)
	資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、 常時使用する従業員の数が 1,000 人以上 である場合には、給与等の引上げ方針等を インターネット経由で公表したことを経済産業 大臣に届け出ていること	
税額控除限度額	当期の法人税額の 20%	

^{*1} ここでいう中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者を除く）又は農業協同組合等をいう。中小企業者及び適用除外事業者については下記参照。

中小企業者	・資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人（以下に掲げる法人を除く） a. 発行済株式総数又は出資総額の 1/2 以上が、同一の大規模法人 ^{*2} の所有に属している法人 b. 発行済株式総数又は出資総額の 2/3 以上が大規模法人 ^{*2} の所有に属している法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
	^{*2} 大規模法人 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。
適用除外事業者	事業年度開始の前日 3 年以内に終了した各事業年度（基準年度）の所得の金額の年平均額が 15 億円を超える法人

なお、大企業向けの措置は中小企業者等であっても適用できるが、税額控除割合が中小企業向けの措置の方が大きいため、中小企業向けの適用要件を満たす場合には、通常、大企業向けの措置を適用するメリットはないと考えられる。

3. 大企業向け賃上げ促進税制（旧人材確保等促進税制）

(1) 概要

賃上げ促進税制の適用要件について、継続雇用者に対する給与等支給額の増加に着目した措置に改正された。また、賃上げや教育訓練に積極的な企業については、税額控除率が上乗せされる。

具体的には、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、青色申告書提出法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が 3% 以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% の税額控除ができる措置に改正された。また、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上であるときは、税額控除率に 10% を上乗せし（25% の税額控除率）、教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が 20% 以上であるときは、税額控除率に 5% が上乗せされる（20% 又は 30% の税額控除率）（措法 42 の 12 の 5①）。

なお、一定規模以上の大企業についてはマルチステークホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される公表に関する通知書の写しを申告書に添付する必要がある（詳細は（2）参照）。

項目			改正前	改正後
適用要件	①賃上げ要件	A	雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	
		B	新規雇用者給与等支給額 ≥ 前期の新規雇用者給与等支給額 × 102%	継続雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103%

	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 前期の継続雇用者給与等支給額 $\times 104\%$
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	教育訓練費 ^{*2} $\geq$ 前期の教育訓練費 $\times 120\%$	
	マルチステークホルダー方針の公表	無し	事業年度終了の日における、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、経済産業省の告示に従って、①マルチステークホルダー方針をホームページに公表し、②公表した旨を経済産業大臣へ届出、③経済産業大臣から発出される届出の受理通知書の写しを申告書に添付する必要がある。 ^{*3}
税 額 控 除	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 15\%$	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} $\times 15\%$
	適用要件②（上乗せ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} $\times 25\%$
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 20\%$	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} $\times 20\%$
	適用要件②（上乗せ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} $\times 30\%$
	限度額	当期の法人税額の 20%	
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外）	

*1 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者（適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給がある雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう）に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除する。

例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。

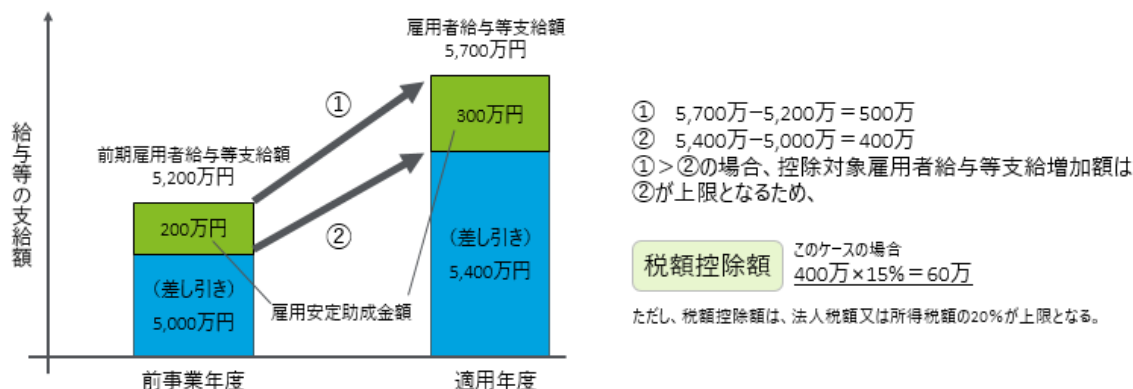
*2 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部研修参加費等を指す。

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならない。

*3 マルチステークホルダー方針の公表とは、経済産業省の告示に従い、従業員や取引先等、事業上の関係者との関係構築の方針として、給与等の支給額の引上げや取引先との適切な関係構築等の方針を自社のホームページに公表する手続をいう。また、経済産業大臣へ公表した旨を届け出る手続は、経済産業省の申請ウェブサイトから行う必要がある。

*4 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう（出向負担金等を除いて計算）。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

雇用安定助成金額を除いて計算する上限額が適用される計算例は、以下のとおりとなる。



(出典：中小企業庁 「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」をもとに作成)

(2) マルチステークホルダー方針公表に関する要件の詳細

事業年度終了の日における資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である法人は、マルチステークホルダー方針を自社のホームページに公表することが要件とされた。具体的な手続の流れや期日等は、以下のとおりである。

手続の流れ		期日	説明
1	マルチステークホルダー方針を自社ホームページに公表	適用事業年度終了の日の翌日から 45 日を経過する日まで (公表の期間は、適用年度終了の日の翌日から 45 日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して 1 年を経過する日のうち、いずれか遅い日まで)	経済産業省ウェブサイト掲載の、「様式第一」を用いて、マルチステークホルダー方針を作成し、自社ホームページに公表 賃金引上げ、教育訓練等の実施、取引先との適切な関係の構築等の方針を記載するもの
2	マルチステークホルダー方針を公表した旨を経済産業大臣（経済産業省）に届出	適用事業年度終了の日の翌日から 45 日を経過する日まで	経済産業省ウェブサイト掲載の、「様式第二」を用いて、マルチステークホルダー方針を公表した旨を経済産業大臣（経済産業省）に届出 (手続の詳細はに経済産業省ウェブサイトに掲載されている)
3	経済産業大臣（経済産業省）が発出する受理通知書の受取り	—	届出に不備が無い場合、届出は受理され、経済産業大臣（経済産業省）が受理通知書（様式第三）を発出 受理から発出までの手続に約 15 日かかる
4	マルチステークホルダー方針の内容又は届出書の内容に変更があった場合、速やかに、その旨を経済産業大臣（経済産業省）に届出	—	経済産業省ウェブサイト掲載の、「様式第四」を用いる 届出の受理後、経済産業大臣（経済産業省）が受理通知書（様式第三）を発出
5	税務申告書類に受理通知書の写しを添付	—	税務申告書類に上記の受理通知書（様式第三）の写しを添付 添付が無い場合、税制の適用ができない

(出典：経済産業省ウェブサイト「大企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック」をもとに作成)

それぞれの様式及び記載要領は経済産業省のウェブサイト（本ニュースレターの P6 参考資料）に掲載されている。

(3) グループ通算制度における取扱い

グループ通算制度を適用している場合、個別の法人ごとに適用可否の判定や税額控除額の計算を行う。

4. 中小企業向け賃上げ促進税制（旧所得拡大促進税制）

(1) 概要

中小企業における賃上げ促進税制について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、税額控除率の上乗せ措置が次のように見直された上、適用期限が1年延長された（措法42の12の5②）。

- 雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する（30%の税額控除率）
- 教育訓練費の額の前期教育訓練費の額の額に対する増加割合が10%以上である場合、税額控除率に10%を加算する（25%又は40%の税額控除率）

項目		改正前	改正後
適用要件	① 賃上げ要件	雇用者給与等支給額≧前期の雇用者給与等支給額×101.5%	
	② 賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	雇用者給与等支給額≧前期の雇用者給与等支給額×102.5%
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	A	雇用者給与等支給額 ≧ 前期の雇用者給与等支給額×102.5% 教育訓練費 ^{*1} ≧ 前期の教育訓練費×110%
		B	
税額控除	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} ×15%	
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} ×30%
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額×25%	
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} ×40%
	限度額	当期の法人税額の 20%	
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外） ^{*3}	

*1 大企業向け賃上げ促進税制 (1)概要*2 を参照

*2 大企業向け賃上げ促進税制 (1)概要*4 を参照

*3 対象となる中小企業者等については、2. 賃上げ促進税制の概要を参照

なお、中小企業者等に該当する場合、中小企業向け賃上げ促進税制に限らず大企業向け賃上げ促進税制も対象になるため、雇用人全体の給与等支給額に基づく要件を満たさない場合であっても、継続雇用人の給与等支給額に基づく判定が可能になる。

(2) グループ通算制度における取扱い

グループ通算制度を適用している場合、個別の法人ごとに適用可否の判定や税額控除額の計算を行う。

5. おわりに

賃上げ促進税制は、税制改正が頻繁な制度であることから、毎年の改正内容をタイムリーにキャッチアップし、適用判定に向けて適切に準備を進める必要がある。例えば、令和 4 年度税制改正により新たに設けられたマルチステークホルダー要件については、一定の期限内に詳細に定められた手続を完了することが求められている。そのため、手続を正確に理解し、不備なくマルチステークホルダー方針を公表し期限内に経済産業大臣へ届け出る必要がある。また、賃上げ促進税制の適用要件の判定や控除額の計算に必要な給与情報は、関連部署との連携により収集することを踏まえ、法令で定める用語の定義を正確に理解し必要な情報を効率よく収集することが肝要である。

(東京事務所 中村 浩子)

【参考資料】

- [令和 4 年度税制改正「賃上げ促進税制」についてのガイドブック・よくある御質問・パンフレット、他](#)（経済産業省ウェブサイト）
- [中小企業向け「賃上げ促進税制」※旧、中小企業向け「所得拡大促進税制」](#)（中小企業庁ウェブサイト）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 4 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

